

## 第5回 喜多方市農業委員会総会議事録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和3年4月20日(火) 午後1時30分  
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

### 2 委員定数 19名

### 3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

1番 高橋 忠一	2番 高野 進	3番 渡部 清孝
4番 小沢 勝則	6番 二瓶 崇	7番 菊地 貴
8番 山口 久人	9番 大津 康男	10番 小林千代松
11番 平田 恭一	12番 木戸 賢治	13番 木村富士男
14番 小林 博行	15番 菅井 大輔	16番 岩崎 茂治
17番 佐藤 光伸		

### 4. 本日の総会に欠席通告した委員

5番 武藤 常雄

### 5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

### 6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第8号 会務報告について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第10号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 現況確認証明申請について

議案第19号 農用地利用集積計画について

議案第20号 農用地利用配分計画（案）について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 喜一郎

次長兼農地係長 誼 高 文 信

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 齋 藤 清 孝

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告3件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、5番 武藤常雄委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第5回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、7番 菊地貴委員、8番 山口久人委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第8号から報告第10号までの報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第8号 会務報告について

○事務局 (高橋事務局長)

[1件を朗読、説明。]

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局（誼高次長兼農地係長）

〔24件を朗読、説明。〕

報告第10号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局（誼高次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、報告第10号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出のNo.1について、13番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔報告第10号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。案件No.1について補足説明いたします。去る4月13日午前10時20分頃から現地にて申請人の〇〇〇さんに立会いいただき、農業委員の岩崎さん、推進委員の芥川さん、事務局次長と私で聞き取り調査を行いました。申請地は自宅の西側にある車庫の南側の土地で、農機具格納庫を建設したいということでした。申請地西側は集会所の広場に面しておりますが、境界からは十分離れており、周囲に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それではここで、報告第8号から報告第10号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第8号から報告第10号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第8号から報告第10号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

〔使用収益権設定1件、所有権移転11件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、使用収益権設定のNo.1については、17番 佐藤光伸委員、所有権移転のNo.1、No.2については、1番 高橋忠一委員、No.3については、10番 小林千代松委員、No.4については、3番 渡部清孝委員、No.5については、12番 木戸賢治委員、No.6、No.7については、14番 小林博行委員、No.8については、11番 平田恭一委員、No.9については、6番 二瓶崇委員、No.10については、17番 佐藤光伸委員、No.11については、5番 武藤常雄委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっております

ので、報告書を読み上げさせます。

○佐藤光伸委員

〔使用収益権設定のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番佐藤です。案件No. 1について4月12日に被設定人から聞き取り調査を行いました。設定人は当初経営移譲年金を受給しておりましたが、被設定人が一時的に農業を離れてしまったため、経営移譲年金は支給停止となってしまいました。その後、被設定人が農業を開始し、周辺農地を借り受け、更には認定農業者になっていることから、設定人が農地を貸し付け、経営移譲年金を再受給する案件です。聞き取りの結果、周辺農地等に支障を及ぼす恐れはないことから、本申請に特に問題は無いと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。案件No. 1についてご報告いたします。4月11日午後現地調査及び譲渡人立会いの下、内容の聞き取りを行いました。本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。次に、No. 2ですが、4月8日午後現地調査及び譲渡人立会いの下、内容の聞き取りを行いました。本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。案件No. 3についてご報告いたします。去る4月7日8時半より、譲受人不在のため譲受人の父に内容の聞き取りを行いました。その結果、自宅の隣接地で周辺農地に支障を及ぼすことはない判断いたしました。以上です。

○渡部清孝委員

〔所有権移転のNo. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。案件No. 4についてご報告いたします。去る4月9日午後に譲渡人・譲受人への電話での内容聞き取りと現地調査を実施いたしました。自作地と隣接し、作業効率が高められるということで、本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○木戸賢治委員

〔所有権移転のNo. 5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番木戸です。案件No. 5についてご報告いたします。譲渡人には4月9日に電話で確認、譲受人には4月10日午前9時より現地にて聞き取り調査を行いました。譲渡人は高齢であり、体が不自由であることや申請地が遠隔地であるため、耕作が難しく譲受人に相談をしていたそうです。譲受人は79歳ですが、今後は息子さんの手を借りながら耕作していくそうです。なお、案件No. 2と合わせた面積となりますので譲受人の下限面積の要件には抵触しないものと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo. 6 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。案件No. 6についてご報告いたします。去る4月9日正午より電話にて譲受人に聞き取り、並びに現地調査を行いました。譲受人は夫婦であり、農地付き空き家の購入に伴い、畑を取得するものです。現在、次女が農業講習を2年間受講中ということもあり、本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo. 7、No. 8 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。案件No. 7についてご報告いたします。4月14日に譲受人の自宅に私と佐藤主査、渡部主事で伺い、現地調査並びに内容の聞き取りを行いました。本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、効率的・総合的に適正な管理がなされるものと判断

いたしました。No. 8につきましても同日、譲受人の自宅に私と佐藤主査、渡部主事で伺い、現地調査並びに内容の聞き取りを行いました。本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、効率的・総合的に適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo. 9 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。案件No. 9について現地調査並びに申請者からの内容聞き取り調査の結果をご報告いたします。去る4月6日午後3時頃より現地調査を、4月10日午前8時頃より聞き取り調査を行いました。申請箇所は2箇所ありまして、1箇所目は〇〇〇です。ここは譲受人の自宅から数分で着く場所かつ自作地の近くの畑ということで良好な状態で耕作がなされておりました。権利取得後は家庭菜園として利用するとのことでした。2箇所目は、〇〇〇ですが、ここは1箇所目から5分程度で着きます。周辺は完全に原野化しており、山林に囲まれた一画でありました。申請地は、伐採された枝等が集積されておりましたが、農業機械が入らないというわけではなく、現況原野と記載されておりましたが、十分農地として利用できる状態でありました。申請地と譲受人の自作地は隣接しており、権利取得後はジャガイモなどを作る予定だそうです。つきましては、本申請に特に問題なしと判断いたしました。以上です。

○佐藤光伸委員

〔所有権移転のNo.10について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番佐藤です。案件No. 10についてご報告いたします。去る4月12日に譲受人から聞き取り調査を行いました。譲受人は昨年まで利用権設定により譲渡人の水田を耕作しておりました。譲渡人は、市外在住で高齢であることから、譲受人への譲渡を希望しました。双方話し合いの結果、売買が決まり、今回の申請に至ったそうです。今までも利用権で耕作していたことから、権利の取得後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。



○事務局（誼高次長兼農地係長）

〔所有権移転のNo.11について、現地調査の結果並びに補足説明〕

5番武藤常雄委員より案件No. 11の報告書をお預かりしておりますので、読み上げます。去る4月12日午後7時に譲受人の自宅へ訪問し、譲渡人は県外在住のため電話にて内容の聞き取りを行いました。譲受人は、以前から譲渡人の田を良好に耕作しており、本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第16号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○高野進委員

2番高野です。案件No. 6についてお伺いいたします。いわゆる農地付き空き家の購入ということで、こちらへ移住する予定であります。農機具所有状況のトラクターの所有の経緯について教えていただけますでしょうか。

○事務局（高橋事務局長）

先ほど説明ありました通り、譲受人の次女が就農予定であるということで以前からトラクターを所有していたということでもあります。

○議長

その他ございませんか

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

〔権利設定2件、所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo. 1については、16番 岩崎茂治委員、No. 2については、2番 高野進委員、所有権移転のNo. 1、No. 2については、16番 岩崎茂治委員、No. 3については、13番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○岩崎茂治委員

〔権利設定のNo. 1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番岩崎です。案件No. 1についてご報告いたします。4月13日に事務局から誼高次長、木村農業委員と私の3名で現地調査並びに申請者からの内容聞き取り調査を行いました。設定人の代理人である〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇さんが出席されました。今回の件は、田んぼ3枚になっておりますが、仮設の事務所やトイレ、進入路につきましては一部転用して使用するそうです。砂利の採取は、境界及び用排水施設から保安距離2メートル確保することでした。また、市道に隣接しておりますので、運搬時の運行については歩行者を優先し対応するそうです。さらに掘削を行いますので、四方に柵を設置し、転落の

防止を図るとのことで、安全対策もしっかりとしているので、特に問題は無いと判断いたしました。以上です。

○高野進委員

〔権利設定のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番高野です。案件No. 2についてご報告いたします。去る4月8日10時14分から被設定人立会いの下、現地調査及び聞き取り調査を行いました。なお、設定人は都合により欠席されております。出席者は、日下推進委員と私、事務局から誼高次長と江川主事、山都総合支所から田中主任主査と安部主事であります。申請地は昨年4月に山砂採取を目的に許可を受けた田の東側に位置する田で、同様に山砂採取を目的としております。また、付随して工事車両出入口や現場事務所、駐車場など使用する部分を一時転用しようとするものです。山砂採取にあたっては、境界及び用排水施設から保安距離を2メートル以上を確保し、運搬時の運行には農耕車優先とし、四方に柵を設置して、転落防止対策を講じる等、周辺農地や道路通行、安全確保に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○岩崎茂治委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番岩崎です。案件No. 1についてご報告いたします。4月13日午前9時5分頃から設定人出席、被設定人は都合により欠席のため代理人の司法書士が出席がありました。農業委員会からは木村農業委員と私、芥川推進委員、事務局から誼高次長の4名で現地調査を行いました。事務局から説明のあった通り、市街地の農地でありまして隣接地と同じ高さで、駐車場にした場合の排水等についても隣接する市道の水路を活用するというので特に問題は無いと判断いたしました。続きまして、案件No. 2についてご報告いたします。同日、設定人出席、被設定人は都合により欠席のため代理人の司法書士が出席されました。農業委員会からはNo. 1と同じメンバーでございます。申請地は市街地の農地でありまして、そこに新しく住宅を建築したいということでもあります。今回の申請に伴う造成の工事につきましては、土留め工事を行い、土砂の流出を防ぐ措置

を取るとともに、合併浄化槽を設置するとのことでした。以上のことから周辺農地に支障を及ぼすことはなく、何ら問題は無いと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。案件No. 3についてご報告いたします。去る4月13日午前10時50分から農業委員の岩崎さん、推進委員の芥川さん、私と誼高次長の4名で現地において調査を行いました。譲渡人、譲受人の代理人として〇〇〇行政書士に出席していただきました。倉庫の屋根からの落雪により、申請地の所有者である譲渡人の迷惑になっていることは見るからにわかりましたので、申請の通りだと判断いたしました。隣接地は耕作されておらず、排水は雨水のみで、周辺農地に支障を及ぼすことは無いと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第17号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第18号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1については、13番 木村富士男委員、No.2については、15番 菅井大輔委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。案件No.1についてご報告いたします。去る4月13日午前10時から現地にて、農業委員の岩崎さんと私、推進委員の芥川さん、事務局から誼高次長の4名と申請人立会いの下、現地調査並びに内容聞き取り調査を行いました。申請地は地目畑ですが、平成4年の時点で既に雑木林になっており、生えていた桜の木以外を伐採して管理していたそうです。しかし、申請人が脳梗塞で倒れてしまい、今後畑として管理することは到底できないということから、申請の通りだと判断いたしてまいりました。以上です。

○菅井大輔委員

〔No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番菅井です。案件No.2についてご報告いたします。去る4月10日午後2時半より、申請地において申請人出席の下、事務局誼高次長及び齋藤副主任主査、農業委員から木戸さんと私、推進委員の山口さんで現地調査並びに申請者からの内容聞き取りを行いました。申請地は、水田として耕作されていましたが、〇〇〇建設の際にこの申請地のみが取り残されてしまい、用水路廃止でやむなく耕作できなくなっ

まったそうです。現況は、萱と笹藪の中に雑木があり、重機無しでは復元は困難であると見受けられました。加えて、申請地周辺は雑木林で他に耕作地はなく、集落から離れた一筆地で非効率的な農地であることも踏まえ、仮に農地として復元できたとしても継続して利用することができないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第18号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第19号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

[利用権設定96件、所有権移転3件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、議案第19号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○小林千代松委員

10番小林です。49ページの所有権移転の案件No. 1について質問させていただきます。単価が10アール当たり10万円となっており、他と比べるとだいぶ安い値だと思いますが、何か理由があるのでしょうか。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

小林委員の質問にお答えします。今回、譲渡人は安くてもいいので、どうしても農地を手放したいという意思がございました。さらに申請地は、形が悪く台形状に細くなっている土地でありまして、位置も山側で条件が悪いということで、今回の金額で両者合意したということでもあります。以上です。

○議長

その他ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第20号 農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

〔利用配分計画（案）4件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第20号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第20号については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第5回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会）午後3時36分